

## 市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼 955号線	鵜沼藤が谷二丁目7155番225地先	4.5	19.2
		鵜沼藤が谷二丁目7155番227地先		
2	辻堂 684号線	辻堂三丁目6100番24地先	4.5 ～ 5.0	46.2
		辻堂三丁目6347番99地先		
3	辻堂 685号線	辻堂元町二丁目2614番5地先	4.5	29.4
		辻堂元町二丁目2612番1地先		
4	藤沢 781号線	藤沢四丁目6305番8地先	5.5 ～ 7.9	29.3
		藤沢四丁目6291番8地先		

## 提案理由

鵜沼955号線ほか3路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

## 参 考

### 道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。